



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 日東エフシー株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 要
(コード番号 4033 東証・名証 第1部)
問合せ先 取締役総務部長 倉知 保政
(TEL 052-661-4381)

定款の一部変更に関するお知らせ(監査等委員会設置会社への移行等に係る変更)

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の第 64 回定時株主総会に定款の変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の健全性と透明性をさらに向上させることを目的とし、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社への移行及び責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更について、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

別紙の通りであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 12 月 18 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 12 月 18 日 (金)

以上

(別紙) 変更の内容は、次のとおりであります。

(変更部分には下線を付しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第 5 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 (新設)</p> <p>— (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none">3. 会計監査人 <p>第 5 条～第 17 条 (現行通り)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p><u>(2)当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) (現行通り)</p> <p><u>(4)当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>(5)前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(2)監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>(3)任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 21 条～第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条～第 22 条 (現行通り)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 当社の取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条 (現行通り)</p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p>(取締役会の招集)</p>
<p>第 25 条 当社の取締役会の招集通知は、<u>取締役及び監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2)<u>取締役及び監査役全員の同意があるときは</u>、招集の手続を経ずに取締役会を開催できる。</p>	<p>第 25 条 当社の取締役会の招集通知は、取締役に對し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2)<u>取締役全員の同意がある場合は</u>、招集の手続を経ずに取締役会を開催できる。</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (現行通り)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第 27 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意し、<u>監査役がこれに異議を述べないときは</u>、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第 27 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 28 条 当社の取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="240 232 783 313"><u>定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p data-bbox="408 376 480 409">(新設)</p> <p data-bbox="419 759 496 792">(新設)</p> <p data-bbox="132 1046 523 1079">第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="847 376 1126 409"><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p data-bbox="834 425 1485 600">第 <u>30</u> 条 当社の監査等委員会の招集通知は、監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="943 616 1485 696"><u>(2)監査等委員全員の同意がある場合は、招集の経路を経ずに監査等委員会を開催できる。</u></p> <p data-bbox="847 759 1086 792"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="834 808 1485 983">第 <u>31</u> 条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p data-bbox="834 1046 1225 1079">第 <u>32</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行通り)</p>